



平成 20 年 12 月 26 日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目 25 番 1 号
株式会社BBH

(URL <http://www.bbank.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 田原 弘之

(JASDAQコード番号:3719)

問合せ先 管理本部長 齊藤 茂行

電話番号:03-3544-6631

当社に係る訴訟の和解及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 10 月 10 日にお知らせいたしましたとおり、チャンスラボ株式会社に対して合計2億 3,751 万円、株式会社チャンスイットに対して合計2億 8,224 万円の債務不存在確認請求の訴訟を提起いたしました。それに対して、チャンスラボ株式会社より平成 18 年 12 月 27 日付で 7,287 万円、株式会社チャンスイットより平成 18 年 12 月 22 日付で 7,119 万円の不当利得返還請求の反訴を受けておりましたが、本日付で裁判所の下で和解が成立いたしました。なお、これに伴い当該和解金額を特別損失に計上することといたしましたので、併せてお知らせいたします

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

(1) 訴訟の提起

平成 18 年 10 月 10 日付で、当社は、チャンスラボ株式会社に対し、同社との営業行為に基づき当社が受領した 4,200 万円に相当する金員に係る請求、DBテーブルWeb化パッケージ開発費用として受領した 8,232 万円に相当する金員に係る請求及び会員・広告管理システム開発費用として受領した1億 1,319 万円に相当する金員に係る請求に対して、債務不存在確認請求の訴訟を東京地方裁判所に申し立てておりました。また、株式会社チャンスイットに対し、同社との営業行為に基づき当社が受領した 4,200 万円に相当する金員に係る請求、同社がチャンスラボ株式会社に支払った2億 4,024 万円に相当する金員に係る請求に対して、債務不存在確認請求の訴訟を東京地方裁判所に申し立てておりました。

(2) 反訴

それに対して、株式会社チャンスイットからは、平成 18 年 12 月 22 日付で、7,119 万円及びこれに対する平成 16 年9月 30 日から支払済まで年6分の割合を当社が支払うとする内容の不当利得返還請求及び訴訟費用の負担を当社とする内容の反訴が提起され、チャンスラボ株式会社からは、平成 18 年 12 月 27 日付で、7,287 万円及びこれに対する平成 16 年 10 月1日から支払済まで年6分の割合を当社が支払うとする内容の不当利得返還請求及び訴訟費用の負担を当社とする内容の反訴が提起されておりました。

2. 和解の内容

本日、東京地方裁判所において、当社とチャンスラボ株式会社及び株式会社チャンスイットとの間で和解について合意に至りました。その結果当社は、株式会社チャンスラボ及びチャンスイット株式会社に対して債務不存在確認請求を取り下げ、和解金として総額 9,900 万円を支払う事となりました。また、株式会社チャンスラボ及びチャンスイット株式会社は、当社に対する不当利得返還請求を本日付で取り下げる事となりました。

3. 特別損失の計上と業績に与える影響等

当社は上記和解に伴い和解金 9,900 万円を特別損失として計上することとなります。なお、本件を踏まえ業績予想につきましては現在精査中であり、開示が必要な場合には速やかに開示致します。

以 上